

日赤神奈川支部 2019年度第2回国際人道法研修会

生徒会参加活動報告書

日 時：2020年2月2日(日)13:00～17:00

場 所：日本赤十字社神奈川県支部 6階会議室

参加者：1年 三浦果穂

報告者：1年 三浦果穂

補筆 武田 校正 荒川 伊藤

◆ 活動の理由と目的

- ①. 国際人道法を理解し知識の向上
- ②. ジュネーブ条約について学び、赤十字の活動の基本を理解する
- ③. 学んだことを持ち帰り、今後の私タイの活動に活かしていく

◆ 活動内容

今回の研修は1月の研修に引き続き2回目となるものでした。本来は3年生の先輩と一緒に講習を受ける予定でしたが、急用のため、私一人の参加になりました。私は30分前に日赤神奈川県支部に到着し会場では7人ごとに6つのテーブルに分かれて待機しました。時間になると、早速【国際人道法】【ジュネーブ条約】についての講義が始まりました。

まず、【国際人道法】とは、戦争時・紛争時における、傷病者・捕虜・文民の保護、人道的活動を行っている者の保護を規定している戦争法規のことです。それらの各条約や国際的な規定、慣習法を指しています。つまりは、戦争時や紛争時のルールのことです。

次の【ジュネーブ条約】とは、【国際人道法】の中に含まれる条約の1つです。さらに、【ジュネーブ条約】は4つの条約と3つの追加議定書によって構成されています。第1の条約が陸の条約、第2の条約が海の条約、第3の条約が捕虜の条約、第4の条約が文民保護の条約です。それぞれ戦争が必要以上に残忍にならないように設けられたルールなのです。このルールの下で戦争が行われるように定められています。途中でグループディスカッションを交えながら、2時間ほど講習に参加しました。10分間の休憩の後、最後に赤十字国際委員会(ICRC)で活動されている方による「戦時の決まりごと」と「人道支援」について講習を受けました。このICRCの講師の方は実際に戦地へ足を運んで救護活動を行っています。1時間ほどのお話があり、質疑応答の後、解散しました。

◆ 感想

私は、今回2回続けて国際人道法研修に参加することができて良かったと思います。第1回目に学んだ内容が下敷きになっていたので、2回目の研修がスムーズになりました。前回学んだことで、あまり深く考えていなかった内容についても、今回、聞き直すことができて知識の深掘りができたように思い

ます。

私は、単純に戦争自体を行うことが悪いことだと思っていました。今の自分には戦争をなくすような活動に貢献することは難しいとも考えていました。ですが、研修会に参加したことで、戦争と赤十字の活動に対する見方が変わりました。戦争がない方が良いに決まっています。戦争に巻き込まれる民間人を守ることも大切です。同時に戦地で戦っている兵士一人ひとりの命も同じ人間として守られるべき存在だということにも気付かされました。特に傷付き倒れた兵士や、捕虜となった兵士は、兵士の役割を終えたものとして守るべき命の存在であるということに気付かされたのです。

ところが、実際には尊重されなければいけない存在である人の命が戦争や紛争で失われています。これだけしっかりした国際的なルールがあるのにも関わらず、です。それは、このルールを知らない軍隊や兵士がいるからなのです。人類は、戦争が悲惨になりすぎないように国際赤十字を組織し、国際人道法を築き上げてきました。ちゃんと守るべきものを規定したのに・・・。

私は、国際人道法を学んだことで、もっと多くの人が国際人道法について知っておくべきだと思いました。日本赤十字の活動に参加できることに誇りを持ち、これからの活動につなげ、多くの人に国際人道法の存在を広めていきます。

記：生徒会1年 三浦果穂